平成２８年（フ）第２３７号
大阪市港区八幡屋３丁目１番21号、住民票上の住所大阪市西区江之子島２丁目１番66―803号
債務者　原田　直幸
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２７号
大阪市北区池田町１番24号　キャッスル池田402号室、前住所大阪市北区本庄東２丁目10番８号　メゾンアマデウス504号室
債務者　上原　智枝
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０９号
大阪市淀川区宮原２丁目12番14―910号
債務者　中山　久和
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１２号
大阪市生野区田島４丁目19番26号
債務者　鶴見　　豊
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５８号
大阪府八尾市青山町２丁目７番12号　コンフォート青山103号、前住所大阪府八尾市光町２丁目39番地　ディナスティ八尾桜ヶ丘公園1102号
債務者　清水　直美
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９９号
大阪市北区長柄中１丁目７番３―406号
債務者　米村　英明
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８３４号
大阪府豊中市野田町34番４―403号
債務者　大澤　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９０５号
大阪府東大阪市花園西町１丁目１番11号　シャトー花園　101号
債務者　藤本　真也
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１５号
大阪市北区長柄中３丁目12番５号　山崎マンション401号室
債務者　ビリケンこと　福盛　　正
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３号
和歌山市塩屋３丁目６番２号　医療法人藤民病院、住民票上の住所和歌山市野崎139番地３　晴洋荘１Ｆ49号
債務者　岡本　龍夫
法定代理人成年後見人　栩野　進次
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０号
和歌山県紀の川市桃山町調月181番地４
債務者　ノートルココエこと　赤松　義方
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１号
和歌山県紀の川市桃山町調月181番地４
債務者　赤松由美子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４０号
和歌山市西庄446番地11
債務者　ファーストこと　**𠮷**山　義高
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５６号
和歌山市栄谷49番地１　栄谷第４団地16―３号
債務者　廣田　喜美
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１号
神戸市兵庫区御崎本町３丁目３番29―704号
債務者　藤田　悦子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１９号
神戸市兵庫区塚本通５丁目５番22―303号
債務者　村川　直行
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５０号
神戸市須磨区平田町２丁目３番22―1003号
債務者　小西　和子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部